

平成30年 9 月20日

平成30年

第 9 回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

平成 30 年 9 月 20 日（木曜日）午後 2 時から

1 出席委員（6名）

小 黒 仁 史		教育長
鈴 木 清 子	委 員	教育長職務代理者
芳 賀 淳	委 員	
三 留 利 夫	委 員	
弘 瀬 知江子	委 員	
後 藤 貴美子	委 員	

2 出席職員（10名）

教育総務部長	後 藤 清
教育総務課長	森 岡 剛
教育施設担当課長	石 井 信 一
副参事（教育政策担当）	北 村 操
学務課長	杉 山 良 樹
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	増 田 亮
副参事	田 井 俊 行
学校職員担当課長	池 一 彦
教育センター所長	柿 本 伸 二
大田図書館長	中 平 美 雪

3 日程

日程第 1 教育長職務代理者の指名について

日程第 2 部課長の報告事項

日程第 3 議案審議

第 37 号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を
改正する規則

~~~~~  
(午後 2 時開会)

#### ○教育長

ただいまから、平成30年第9回大田区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は傍聴希望者がおります。

皆様に傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

#### ○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

## ○教育長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に鈴木委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第1は「教育長職務代理者の指名について」でございます。

## ○教育総務課長

それでは、教育長職務代理者の指名についてご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第2項で、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されております。

昨年12月22日に、教育長は、教育長職務代理者に鈴木委員を指名し、その任期を教育長が新たに職務代理者を指名するまでの期間といたしましたが、鈴木委員の委員としての任期が平成30年10月13日までであることから、それ以降の教育長職務代理者を新たに指名する必要がございます。

なお、法律には教育長職務代理者の任期についての規定はないことから、教育長が決定することとなります。

説明は以上でございます。

## ○教育長

ただいま事務局から説明がありましたとおり、教育長職務代理者を指名いたします。任期は、鈴木委員の任期の終了日の翌日から教育長が新たに職務代理者を指名するまでの期間とし、三留委員にお願いしたいと考えておりますが、お引き受けいただけますでしょうか。

## ○三留委員

はい。ご指名いただきましたので、お受けいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○教育長

三留委員、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、次の日程に移ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

### ○事務局職員

日程第2は「部課長の報告事項」でございます。

### ○教育長

それでは、部課長の報告をお願いいたします。

### ○学務課長

私からは、大田区指定管理者モニタリング結果についてのご報告をさせていただきます。例年、年1回ご報告をさせていただいている内容でございます。

大田区立伊豆高原学園のモニタリング、通常の年度の結果についてご報告を申し上げます。

はじめに、モニタリングとは何かということを若干ご説明申し上げます。モニタリングといいますのは、指定管理者が提供するサービス水準の維持向上を図り、適切な管理を担保するため、施設の管理状況をチェックし、年間を通じた事業監視を行う仕組みでございます。

では、資料に基づきまして、伊豆高原学園のモニタリング結果についてご報告を申し上げます。両面刷り2枚になってございます。

まず、伊豆高原学園は、昭和42年に開設された移動教室を実施する施設でございますが、改築整備事業を行い、平成29年度にはリニューアルオープン3年目となりました。リニューアルオープン以降、指定管理者による維持管理・運営が行われているところでございます。伊豆高原学園は、ゴールデンウィーク明けから11月上旬まで、小学校5年生が移動教室を実施し、活用しております。移動教室で使用しない金曜日の午後から月曜日の午前中、並びに夏休みなどの期間は、区民保養施設として施設の有効活用を図っております。

モニタリングにつきましては、この区民保養施設の部分であります地域力推進部所管の事業も含んだ内容となっております。指定管理者による運営開始から3年が経過いたしました。全体的には順調に運営していると判断してございます。指定管理者とは、業務報告に関する会議を定期的開催するなど、連絡・調整を十分に図った上で、施設のサービスの維持が図られているということを確認しているところでございます。

資料の最後の4ページ目を簡単にご説明申し上げたいと思います。4ページ目の3番、4番の部分が中心になると思います。

まず、指定管理者の部分の3番の所見でございます。これは、指定管理者自身の所見でございます。学校利用につきましては、移動教室を実施した学校に対してアンケートを行い、その回答の中では、指定管理者の対応ですとか、給食の提供についての苦情が減少しているということがうたわれてございます。また、総合評価では、5点満点中4.6点と非常に高い評価をいただいているところでございます。

続きまして、一般利用についての部分でございます。29年度も、目標値であります1万2,000人を上回る1万3,453人のお客様にご利用いただくこととなりました。施設利用のア

ンケートの中でも、半数以上がリピーターのお客様であり、学園に対する高い評価をいただいているものと考えているところでございます。

4番の所管課、つまり学務課での総合的な評価でございます。こういった一般利用も含めまして十分な連絡・調整が行われている関係から、施設本来の役割が十分に果たされているものと考えてございます。引き続き、30年度もこの状態を続けてまいりたいと思いません。

また、学校利用につきましても、確実なアレルギー対応等を行い、30年度も引き続き、安全・安心な移動教室の対応をお願いしたいというところでございます。

簡単でございますが、私からのご報告は以上でございます。

## ○大田図書館長

では、私のほうからも、同じく、モニタリングの結果についてご報告申し上げます。大田区立図書館、大田区指定管理者モニタリング結果（総合評価）についてのご説明となります。

今年度は通常の業務履行状況確認・評価に加えて、利用者アンケート調査・経営状況評価等による総合評価の実施年にあたっております。

お手元の資料をご覧ください。大田区立図書館では、平成27年度から平成31年度までの期間について、指定管理者を指定しております。今年度は4年目にあたりますが、今回のモニタリングは、現在の指定管理者になって3年目、平成29年度実績についてのものでございます。モニタリングにつきまして、一部業務委託を運営している大田図書館を除き区立図書館15館全館で、指定管理者の自己評価と施設所管課である大田図書館が評価を行う方法で実施しております。

モニタリングの主な目的は、1、指定管理者の提供するサービスについて、協定書に定めた水準を充足しているか確認をするため。2、所定の水準が充足されていない場合、改善するよう勧告等を行うため。3、公の施設の設置者として説明責任を果たすためでございます。モニタリングの実施により施設運営上の課題を抽出し、分析結果をその後の運営に反映させることで、施設サービスの改善、向上につなげていくものです。

お手元の資料の1枚目、大森南図書館を例にしてご説明をさせていただきます。今年度より書式の一部に変更がありますが、施設概要を詳細に記入するように変更されております。

1番、施設概要としましては、図書館名、所在地、指定管理者名となっておりますが、この大森南図書館においては、テルウェル東日本株式会社でございます。指定期間は、平成27年4月から平成32年3月まで。施設の設置目的は、図書館法に基づく区立図書館で、こちらは全館共通の内容となっております。沿革につきましては、開館、業務委託、指定管理者による運営開始時期について、それぞれの館においての時期が記載されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

2番、利用者アンケート調査についてですが、平成30年1月4日から1月31日の期間を対象として利用者へアンケート用紙を配布し、回答者数が100件に達するのを目途にという形で回収したものです。性別、年代、職業等を基本に、利用目的や利用頻度について集計しております。また、利用者満足度、要望意見を調べた結果でございます。

3番、経営状況評価についてですが、四半期ごとに会計報告書を徴しており、執行状況を確認しております。15館全図書館において、適正に管理されているものと認められております。資料3ページ目にあたります、4の業務履行状況確認・評価ですが、確認内容、指定管理者自己評価、施設所管課所見、評価を記入しています。評価対象として、管理、職員、運営、情報管理、5ページ目、安全・危機管理、施設管理、共通・施設・備品、清掃と七つの項目について、指定管理者の自己評価と施設所管課である大田図書館の所見及び評価の結果を記載させていただいております。評価の基準は、マルがきちんと履行している、三角はもう少し努力が必要、バツは履行されていないと、3段階で評価しております。

資料6ページ、特記すべき取組みの状況として各指定管理者が記載しております。

6の財務状況に関する意見については、公認会計士による審査を行いました。こちらも全15館良好との結果でございます。

最後、7、施設所管課総合所見は、大田図書館職員による現場訪問により確認してきた内容を反映させております。今回、履行状況確認において施設所管課評価で三角の評価をした図書館がありましたので申し上げます。

まず、65ページ六郷図書館をご覧ください。施設管理において変電設備不良という未対応になっている部分が三角と評価したものです。こちら、緊急性のある工事ではなかったのですが、指摘されてから不具合が調整されていなかったということで、調べるときに、ちゃんと直っていなかったということで、もう一つ努力というところの三角という評価にいたしました。

次、75ページの多摩川図書館をご覧ください。多摩川図書館の75ページ一番下の運営のところにおいて、館内表示からDVDの案内がもれていたため改善指導したところですが、案内がもれていると、DVDがどこにあるかと探すことになるので、表示をきちんとするようという指導をしたところで、ここはもう少し努力の三角となりました。

次に、81ページ、蒲田図書館をご覧ください。管理項目の中で報償費の計上時期を誤っていたため、三角の評価といたしました。既に修正はされておりますが、金銭に関わるのところにつき注意努力を促したというところでございます。

全体的には、おおむね各館ともきちんと履行しているマルということになっておりますので、協定書に定めた水準を充足し適切に運営されているとして、総合評価しております。

各館の取り組みと評価につきましては、時間の関係もございまして、後ほどご確認いただければと思います。

私からは以上です。

## ○教育長

ただいまの報告に、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

図書館について、三角の評価の説明だったのですけれども、バツがついたところは。

## ○大田図書館長

ございませんでした。

○教育長

なかったということですね。  
ご質問、ご意見、よろしいでしょうか。  
それでは、次の日程に移ります。  
日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第3は「議案審議」でございます。議案を読み上げます。  
第37号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則でございます。  
ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、第37号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。  
規則改正の目的ですが、10月1日より東京都の最低賃金が、1時間958円から985円に引き上げられたことによりまして、事務の学校代替職員の報酬額が最低賃金を下回ることとなったため、報酬額を引き上げることとしたものでございます。  
学校事務の代替職員とは、大田区立学校代替職員設置要綱第3条第2号に定める非常勤職員でありまして、小中学校の都費の事務職員等が長期休業などになった場合に、その代替として配置するものでございます。  
今回は、最低賃金法の趣旨に鑑み、同規則の別表を改正し、事務の学校代替職員の報酬額を1時間960円から990円に30円引き上げることとしたものです。この改正により、報酬額が東京都の最低賃金を上回ることとなります。  
本規則改正は10月1日から適用しまして、11月15日に支払われる予定の10月分の報酬から金額が引き上げられます。  
説明は以上でございます。

○教育長

ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、第37号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

第37号議案について、原案どおり決定いたします。

それでは、これをもちまして、平成30年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後2時16分閉会)